

文科省の10.29通知（「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」）等の撤回を求め、かつ、教育公務員特例法を改正して罰則規定を設けようとする動きに反対する決議

1 今年夏、いよいよ、選挙における投票権の年齢が従来20歳以上から18歳以上に引き下げられてから初めての、参議院通常選挙が行われる。

18歳の若者の中には、高校生である者も含まれる。

本来であれば、今こそ、高校生の政治活動の自由、及び高校生に政治教育を実施する教職員の精神的な自由の重要さが認識されなければならないはずである。

しかし、現実には、高校生の政治活動の自由を制限しようとする動き、及び教職員の政治活動を現行以上に制限しようとする動きが見られる。

2 まず、高校生の政治活動について、文部科学省は、2015年10月29日、1969年10月31日付の「高等学校における政治的素養と政治的活動について」と題する通達を廃止し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」と題する通知（以下、「10.29通知」という）を出した。また、2016年1月29日には、「『高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について』Q&A」と題する書面（以下「Q&A」という）を出した。

10.29通知及びQ&Aは、①学校内の「政治的活動」等を行うことを禁止し、学校外についても学業への支障等を理由として制限・禁止・指導することが必要とし、②禁止の対象となる「政治的活動」の概念を広くとり、かつ「誹謗中傷」の「おそれが高いもの」についても制限できるとし、③「選挙活動、政治活動、投票運動を構内では禁止する」旨学校が校則で定めることを容認し、④SNSや学校外の生徒の活動についても把握の必要を求め、学校外での「政治的活動」等の届出制をも容認している。

しかし、そもそも高校生の政治活動の自由は、表現の自由、集会結社の自由（憲法21条）、意見表明権（子どもの権利条約12条1項）によって保障された重要な自由であり、かつ、民主主義の根幹をささえる自由なのであるから、不当な制約は許されない。10.29通知及びQ&Aに沿って学校現場で生徒指導がなされれば、高校生は、学校内で政治的活動は一切できなくなり、学校外での政治的活動も容易に制限されてしまう。特に上記④の届出制は、高校生の政治的活動の自由を過度に制限するだけでなく、自分の政治的思想を学校や教師に知らせなければならないという点で生徒の思想良心の自由をも侵害するものである。

実際に、愛媛県の全公立高校は、10.29通知及びQ&Aを受け、政治活動の届出制を実施している。

文科省の10.29通知およびQ&A、及びそれを受けて実施されている政治活動の届出制は、早急に撤回されるべきである。

3 教職員の政治活動については、自民党が教育公務員特例法を改正し、罰則規定を設け

る方針を固めたと報道されている。

そもそも、生徒が、授業や学校生活を通してなされる教職員との人格的接触により、自主的、自立的な人格を形成し、自らに最も適した候補者や政党を選ぶことができる力を育んでいくことからすれば、高校生が適切に選挙権を行使するためには、教職員に一定の教育の自由、及び精神的な自由を保障しなければならないはずである。

しかし、このような罰則規定が設けられれば、教職員は、自己が行った授業が政治的に中立性を欠く等の理由で罰則を加えられるのではないかと恐れ、委縮してしまうことは明らかである。

これまで、安倍政権下において、国家による教育内容の統制や教育の自由への介入を目指す動き、具体的には、教育委員会の自主性・独立性を弱める教育委員会制度改悪や、政府見解の教科書への記載を求める教科書検定基準の改定が行われてきた。

教職員の政治活動に罰則規定を設けようという動きも、このような動きの一環であり、許されてはならないものである。

4 以上より、自由法曹団は、10.29通知及びQ&Aの撤回を求め、かつ、教育公務員特例法を改正して罰則規定を設けようとする動きに反対する。

2016年5月30日

自由法曹団2016年 札幌・定山溪5月研究討論集会